

やまぐちヘルスラボ会員規約

(目的)

第1条 本規約は、やまぐちヘルスラボが行う県民の健康づくり等の取組に参加するやまぐちヘルスラボ会員について定めることを目的とする。

(事務取扱)

第2条 やまぐちヘルスラボ会員に関する事務は、山口県からやまぐちヘルスラボの運営に係る業務を受託した事業者が行うものとする。

(会員)

第3条 やまぐちヘルスラボ会員（以下「会員」という。）は、本規約を承認の上、やまぐちヘルスラボに入会の申込みを行い、やまぐちヘルスラボが入会を認めて会員として登録した者をいう。

(入会手続)

第4条 前条に規定による入会の申込みをしようとする者は、やまぐちヘルスラボが定める所定の入会手続を行わなければならない。

(会員資格の条件)

第5条 やまぐちヘルスラボは、入会申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、入会を認めないことができる。

- (1) 前条の入会手続に当たり、偽名その他の虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者が本規約に違反するおそれのある場合
- (3) その他やまぐちヘルスラボが入会を適当でないと判断した場合

(会員期間)

第6条 会員が資格を有する期間（以下「会員期間」という。）は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

2. 新規に入会した場合の会員期間は、第3条に規定する会員の登録の日から最初に到来する3月31日までの間とする。

3. 会員資格は、退会の届出がない限り、会員期間ごとに自動的に継続するものとする。

(健康づくりの取組)

第7条 会員は、やまぐちヘルスラボが提供する次に掲げるサービスを利用することができる。

- (1) 健康づくりに資する情報の提供
 - 行政、企業等からの健康づくりに資する情報等の提供
- (2) 健康づくりに資するイベントへの参加
 - 健康講座その他の健康づくりに資するイベントへの参加
- (3) ヘルスケア関連製品・サービスの効果及び検証へのモニター等としての参画
 - ア 実証事業への参画
 - 製品及びサービスの効果を検証し、又は改善点を把握するための実証事業に住民モニターとして参画すること
 - イ 共創の場への参画
 - 会員と企業及び専門家との共創による製品及びサービスの開発に係るアイデアの創出
- (4) その他
 - 前各号に掲げるもののほか、やまぐちヘル斯拉ボが提供するサービス

(届出事項の変更)

第8条 会員は、住所、氏名、電話番号等の入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかにやまぐちヘル斯拉ボにその内容を届け出るものとする。

(退会手続)

第9条 会員は、いつでも退会をすることができる。この場合において、やまぐちヘル斯拉ボに退会届を提出するものとする。

(会員資格の取消し)

第10条 やまぐちヘル斯拉ボは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対して事前に通知及び勧告をすることなく、当該会員の資格を取り消すことができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき
- (2) やまぐちヘル斯拉ボの商標権、特許権、意匠権、著作権、その他の財産権若しくは他の会員のプライバシーその他の権利を侵害した場合又はそれらのおそれのある行為をした場合
- (3) やまぐちヘル斯拉ボ及び他の会員を誹謗中傷した場合
- (4) 第4条の入会手続に当たり虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (5) やまぐちヘル斯拉ボ及び他の会員の名誉又は信用を失墜させる行為をした場合
- (6) 反社会勢力であること、反社会勢力と関係があること、又は過去に反社会勢力と関係があったことが判明した場合
- (7) 本規約に違反した場合
- (8) その他やまぐちヘル斯拉ボが会員として不適切と判断した場合

(個人情報の取扱い)

第 11 条 やまぐちヘルスラボは、保有する会員の個人情報に関して適用される法令を遵守するとともに、「やまぐちヘルスラボ個人情報保護方針」に従い、会員の個人情報を適正に取り扱うものとする。

(実証事業を実施する企業へのデータの提供)

第 12 条 会員は、やまぐちヘルスラボが定めた個人情報の利用目的の範囲内で蓄積した身体情報や健康情報等を、個人が特定できないデータにした上で、やまぐちヘルスラボで実証事業を行う企業、団体等に提供することがあることに同意するものとする。

(受託者の変更)

第 13 条 第 2 条に規定する業務委託の期間が終了した場合、同条に規定する受託者は、山口県又は山口県が指定する者に対して、個人情報を提供することがある。

(規約の改正)

第 14 条 本規約は、予告なくやまぐちヘルスラボが随時改正できるものとする。
2. 本規約を改正した場合は、やまぐちヘルスラボ HP に掲載するものとする。

(免責事項)

第 15 条 やまぐちヘルスラボは、やまぐちヘルスラボが提供するサービス（以下「本サービス」という。）の利用により発生した会員の損害に対し、やまぐちヘルスラボに故意又は重過失がある場合を除き、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとする。
2. 会員は自己の判断と責任において本サービスを利用するものとする。また本サービスの利用に関連して第三者に損害を与えたときは、自己の責任と費用において解決するものとする。
3. 本サービスは会員の健康づくりを支援することを目的とするものであり、本サービスを利用してなされた会員の行為及びその結果についてやまぐちヘルスラボは一切の責任を負わないものとする。会員は、必要に応じ、医師に相談の上、自己の責任において本サービスを利用するものとする。

(その他)

第 16 条 本規約に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、やまぐちヘルスラボが別に定める。

附 則

本規約は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

本規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。